

別表第3

禁止行為	禁止を解除することができる場所	解除の対象となる行為	解除の条件
危険物品の持ち込み	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、キャバレー、ナイトクラブ等の舞台部	演劇又は儀式等において危険物品を使用することが重要な演出である場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 幕類及び大道具が防災処理されていること。</li> <li>2 燃焼に際し有炎のものは、炎が著しく伸長又は拡大しないものであること。</li> <li>3 特性、性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること。</li> <li>4 火薬類は、薬量5キログラムに相当する個数未満とすること。</li> <li>5 消火器（能力単位が、A-3、B-7以上とする。以下同じ。）が付加設置されていること。</li> <li>6 管理責任体制が明確にされていること。</li> <li>7 その他火災予防上必要な措置が講じられていること。</li> </ol>
	観覧場、公会堂及び集会場の客席	宗教的行事、儀式等で社会通念上これを禁止することができない場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難口から5メートル以上離れていること。</li> <li>2 燃焼に際し有炎のものは、炎が著しく伸長又は拡大しないものであること。</li> <li>3 がん具用煙火は、薬量5キログラムに相当する個数未満とすること。</li> <li>4 専任の監視人を置くとともに、防火管理者、火元責任者又は現場責任者の監督により直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。</li> <li>5 その他火災予防上必要な措置が講じられていること。</li> </ol>
	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場の売場又は展示部分	医薬品、化粧品、家庭用塗料又は溶剤工作用接着剤、スポーツ、レジャー用等の燃料類を販売又は展示の目的で持ち込む場合。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物については、指定数量の5分の1未満の数量及び指定可燃物については条別表第8に定める数量の5分の1未満の数量並びにマッチについては40キログラム未満の数量であること。</li> <li>2 持ち込み場所は、危険物品の種類ごとに各階1箇所を限度とする。</li> <li>3 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）については、ガス質量が5キログラム未満であり、かつ、ガス総質量10キログラムに相当する個数未満であること。</li> <li>4 がん具用煙火は、薬量5キログラムに相当する個数未満であること。</li> <li>5 危険物品は、不燃性の収納庫に入れ、他の物品と隔離すること。</li> <li>6 混触等により発火、発熱のおそれのあるものを同一の収納庫に入れないこと。</li> <li>7 収納庫は、建築物の床、壁、柱等に固定すること。</li> <li>8 容器は、転落、落下等により容易に破損しな</li> </ol>

			<p>い材質のものを使用すること。 ただし、転落、落下等の防止装置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>9 容器は密栓されたものであること。</p> <p>10 階段、避難口及び避難器具から10メートル以上離れていること。</p> <p>11 消火器が付加設置されていること。</p> <p>12 管理責任体制が明確にされていること。</p> <p>13 その他火災予防上必要な措置が講じられていること。</p>
--	--	--	---